

お 知 ら せ

起業者青森県が皆様の御協力により進めております弘前広域都市計画道路事業3・4・20号紺屋町野田線及び3・4・36号元寺町西城北線について、平成29年2月8日付けで都市計画法による事業認可の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

青森県弘前市大字亀甲町、大字田茂木町及び大字田町一丁目 地内

ロ 使用の部分

なし

上記の土地を表示する図面は、弘前市役所でごらんください。

2 土地価格の固定について

前記1の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

3 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

4 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするとき、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

5 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接青森県収用委員会あてにすることができます。

8 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので必要な方は青森県中南県土整備事務所用地課及び弘前市役所都市計画課において下されば配布いたします。

9 その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称

青森県

連絡先 青森県中南県土整備事務所用地課

住 所 〒036-8345

青森県弘前市大字蔵主町4番地

電 話 0172-35-5221

F A X 0172-36-5360